

小樽市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱

第1 目 的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の6、第78条の8、第78条の9、第83条、第90条、第100条、第112条、第115条の6、第115条の15、第115条の16、第115条の17、第115条の24、第115条の25及び第115条の26の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 方針

監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第4の7に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、次の1又は2に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 北海道、他の市町村及び連合会からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 介護保険法第115条の29第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った結果、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

第4 方法等

1 通知

監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者等

2 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「**実地検査等**」という。）を行うものとする。

(1) 実地検査等

市長は、指定監督権限が北海道にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等（以下「**都道府県指定サービス事業者**」という。）について、**実地検査等**を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を北海道知事に対し行うものとする。

なお、**実地検査**に当たっては、介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、北海道と十分に相談を行うものとする。

市長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって北海道に通知を行うものとする。

なお、北海道と本市が同時に**実地検査等**を行っている場合には、省略することができるものとする。

3 出席者

監査対象となるサービス事業所の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護支援専門員、介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

4 監査体制

2名以上の班を編成し、原則班長は管理職とする。

5 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後、原則30日以内に、監査結果通知書（様式1）によりその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

市長は、当該サービス事業者等に対して、監査結果通知書（様式1）により通知した事項について、結果通知後、原則30日以内に、改善状況報告書（様式2）により報告を求めるものとする。

6 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該サービス事業者に対し、期限を定めて、改善勧告書（様式3）により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に勧告事項改善報告書（様式4）により報告を行うものとする。

また、当該サービス事業者等が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、改善命令書（様式5）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に命令事項改善報告書（様式6）により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、第78条の9各号、第84条各号、第115条の17各号及び第115条の26各号のいずれかに該当する場合には、指定取消通知書（様式7）により、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は指定効力停止通知書（様式8）により、期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下の「指定の取消等」という。）ができる。

7 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

8 経済上の措置

- (1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うものとする。
- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

第5 関係機関との連携

市長は、指定権限が北海道にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等(以下「都道府県指定サービス事業者」という。)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を北海道知事に対し行うものとする。

なお、実地検査に当たっては、北海道指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、北海道と十分に相談を行うものとする。

また、市長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって北海道に通知するものとする。

なお、北海道と本市が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

監査にあたっては、関係機関と連携を図り、合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

第6 厚生労働省への報告

市長は、法第197条第1項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

第7 その他

監査に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成19年 3月26日から施行する。

平成19年11月12日一部改正